○農林水産省告示第二千六十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村富山字大沼四三の一〇、古真立字山中沢一五、一五の一、一五の三から一五の六まで、一七、一七の二、一四の二・一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字大沼四三の一〇・字山中沢一六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市赤瀬字道下六九、七一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字道下六九・七一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市木佐美字富士山五五七の二（次の図に示す部分に限る。）、六六一、六六三の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県矢板市平野字高倉山一六二一の一四から一六二一の一六まで、一六二一の三六、一六二八の一、一六二八の三、一六二八の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び矢板市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市板荷字杉原五七九五から五八〇一まで、五八八七から五八八九まで、五八九二、五八九三、字梨木沢五八九一、五八九六、五八九七、五九〇一、字古鹿野五八九九、五九〇〇、五九〇二、五九〇四から五九〇六まで、字荻山小沢五九〇七の三、五九〇八、五九一七の一、五九一七の二、五九二一の一、字松原五九〇九、五九一〇、五九一六、字細入五九二二、字婆ケ懐五九二三、字井出入五九二四、五九二五、五九二七、五九二八、字大窪五九二九の二、五九三〇、五九三一、五九四二から五九四四まで、五九四六、字山神戸五九三二、五九三三、五九三六、字滝ノ沢五九三四、五九三五、五九三八、五九三九の一、字草轌五九四七の一から五九四七の三まで、六七九四、六七九五、字武須沢六七九六、六七九七、六七九九、六八〇〇、六八〇一の一、六八〇一の二、字三沢六八〇二から六八〇六まで

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市神長字峯岸二二二、二二三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字峯岸二二二・二二三の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年六月二十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市小原沢字入ノ上七四五の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字入ノ上七四五の二（次の図に示す部分に限る。）